

町県民税の申告が必要なおもな方 (令和7年1月1日現在朝日町に住所がある方が対象です)

- ①確定申告をする必要のない方で、事業所得、不動産所得などの各種所得があった方
- ②勤務先から朝日町へ「給与支払報告書」が提出されていない方（日雇いなどを含む）
- ③昨年中に所得がなかった方で、所得がない旨の証明書（非課税証明書など）の発行を必要とする方

申告に必要なもの	所得控除を受けるために必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ①源泉徴収票（原本）や収支内訳書など令和6年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます） ※複数ヶ所で就労されている場合には、すべての源泉徴収票をお持ちください。合算されている場合は不要です。 ②申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方） ③銀行印（新たに振替納税をされる方のみ） ④個人番号カード（または個人番号通知カード及び本人確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療機関の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ）） ⑤在留カード（外国人の方） 	<ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類） ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書 ③医療費控除の明細書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額^{*1}のわかるもの ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類 ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類 ⑥その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。

※1 補填金額とは、（1）生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など（2）社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金（3）医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金（4）任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などのことを指します。

問い合わせ先：税務課 TEL 377-5655

四日市税務署からのお知らせ①

～確定申告はスマホとマイナンバーカードを利用したご自宅からのe-Taxが便利です～

申告書作成・送信の流れ

STEP 1 ▶ マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備

STEP 2 ▶ 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、確定申告書を作成・送信

「確定申告書等作成コーナー」では、令和7年1月から事業所得や不動産所得、譲渡所得をはじめ、所得税のすべての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供するほか、贈与税も新たにスマホ申告に対応し、所得税においてはマイナポータル連携することでスマホ申告がますます便利となりますので、ご自宅等からのe-Tax申告をご利用ください。



確定申告書等
作成コーナー
はこちら



～ご自宅で申告書作成が困難な方は～

令和6年分の確定申告会場は、次表のとおりです。

確定申告会場では、基本的にご自身でマイナンバーカードを利用したスマホ申告をしていただきます。

期間	会場	案内方法等	スマホ申告に当たり必要なもの	ご注意いただきたいこと
2月17日 (月) ▼ 3月17日 (月)	ユマニテック プラザ 3階 (鶉の森) (1-4-28)	入場整理券 (「入場整理券」は確定申告会場での当日配付またはLINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二つの方法で配付します。)	①スマホ ②マイナンバーカード ③マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワード ・署名用電子証明書 (英数字6桁から16桁) ・利用者証明用電子証明書 (数字4桁) ④源泉徴収票など申告書作成に必要な書類 ※マイナンバーカードの暗証番号はコンピュータのキオスク端末(マルチコピー機)で初期化・再設定できます。	・確定申告会場は駐車場及び駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。 ・確定申告会場の入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。 ・当日配付分の入場整理券は、当日8時30分から配付しますが、混雑状況に応じて、8時30分前の時間から配付を開始する場合があります。